

令和7年度に採用された 私立学校教員の皆様へ

奨学金の返還を 支援します

最大
150万円
まで！

支援を受けるには申請が必要です。
余裕を持ってお申込みください！

対象者

私立学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)に
令和7年4月1日以降に採用された方のうち、
以下要件すべてに該当する方

- ① 正規の教員として雇用されている。
- ② 私立学校共済組合等に参加している。
- ③ 週5日以上（定時制にあっては4日以上）勤務している。
- ④ 教員免許を所有している。

申請期間・申請先

令和7年6月9日（月）10時00分 ～

令和7年7月25日（金）23時59分まで

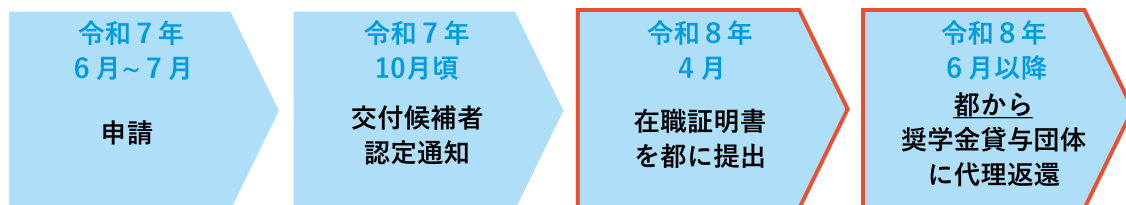
[申請は
こちら](#)



申請には各種書類（※）が必要です。
書類の入手には2週間程度かかる場合がありますのでご注意ください。

※奨学金の借入を証する書類、在職証明書など

返還支援までの流れ



支援終了まで毎年実施します（最長10年間）

支援額

大学等の在学時に貸与を受けた奨学金額のうち、
申請時点の返還残額の2分の1の額（最大150万円まで）を支援します！

※ 最長、10年に分けての支援となります。

例①：Aさんの場合

- ・貸与総額：1,600,000円
- ・返還残期間：8年間



支援総額：800,000円
(1,600,000円 ÷ 2 = 800,000円)
毎年度支援額：100,000円
(800,000円 ÷ 8年 = 100,000円)

例②：Bさんの場合

- ・貸与総額：4,000,000円
- ・返還残期間：20年間



支援総額：1,500,000円（上限額）
(4,000,000円 ÷ 2 = 2,000,000円 → 1,500,000円)
毎年度支援額：150,000円
(1,500,000円 ÷ 10年 = 150,000円)

詳細については
募集要項をご確認
ください。



よくある質問

- Q. 支援の対象となる奨学金を教えてください。
- A. 日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金どちらも支援対象です。また、本人以外の第三者による代理での返還を認めている公的機関等が実施する貸与型奨学金も支援の対象となる場合があります。
- Q. 奨学金返還猶予や減額返還を利用している場合、対象となりますか？
- A. 返還猶予や減額返還を利用している場合は、支援の対象とならないため、申請前には、返還猶予や減額返還は中止してください。
- Q. 育児休業を取得した場合、支援はなくなってしまいますか？
- A. なくなりません。育児休業、病気休業、病気休暇を取得しても、引き続き支援されます。

お問合せ先：東京都生活文化局私学部連携支援課 ☎03-5388-3847

WEBでの
お問い合わせはこちら

